

お知らせ 農地を農地以外に使用する場合は許可が必要です！

12月の在宅当番医

◎診療時間：午前9時～午後5時

1日	新井クリニック（内科・外科）	東松山市	☎ 35-5550
8日	野崎クリニック（内科・外科・整形外科）	嵐山町	☎ 61-1810
15日	榎本耳鼻咽喉科医院（耳鼻科）	東松山市	☎ 22-3478
22日	峯医院（婦人科・小児科・外科）	東松山市	☎ 22-0005
23日	いちごクリニック （内科・小児科・胃腸科・アレルギー科）	東松山市	☎ 36-1115
29日	シャローム病院（内科・外科）	東松山市	☎ 25-2979
31日	樺澤内科医院 （内科・小児科・循環器科・呼吸器科）	東松山市	☎ 23-5813

*診療科目以外の受診については、他の医療機関を紹介することもあります。受診する際には、医療機関に電話連絡をしてください。

年末年始における東松山斎場業務について

- 業務日程 12月27日（業務日） 1月1・2日（休業日）
12月28日（業務日） 1月3日（休業日・受付のみ）
12月29日（業務日） 1月4日（業務日・通夜開始）
12月30日（休業日・通夜最終） 1月5日（業務日）
12月31日（火葬、告別式のみ）
 - 火葬業務時間 午前9時30分～午後2時30分
 - 告別式を行う場合（業務日における）
午前10時～11時（2件）・午後1時～2時（2件）となります。
 - 通夜を行う場合（構成市町村に限る）
年末は12月30日まで、年始は1月4日からとなります。
- 問合せ 東松山斎場 ☎ 22-4279

確認しましょう！最低賃金

—埼玉県最低賃金の改定について—

埼玉県最低賃金が平成25年10月20日から時間額785円に改定されました。

埼玉県最低賃金は、県内すべての労働者とその使用者に適応されます。なお、特定の産業には特定（産業別）の最低賃金が定められています。詳しくは、埼玉労働局賃金室（☎ 048-600-6205）または最寄りの労働基準監督署へお問合せください。

また、事業主の皆様のために、最低賃金改定にともなうあらゆる相談をサポートする相談窓口が下記のとおり設けられています。秘密は厳守されますのでぜひご利用ください。

問合せ 埼玉県最低賃金総合相談支援センター ☎ 048-641-3613

住民票など各種証明書の様式が変わります

村では、12月24日（火）から埼玉県町村会情報システム共同化推進協議会にて共同調達する総合行政システムを導入します。このシステムは住民基本台帳や村税、国民健康保険、介護保険などのシステムを、県内の他町村と共同で利用することにより、システム関連の経費を削減することができます。

新システムへの変更となるため、現在住民の皆様へ発行している住民票や各種証明書などの様式が変わります。

一部の納税通知書・納付書については、封書様式からハガキへ、保険証類については色が変更になりますが、用途や証明内容には変更はありません。

年度途中の変更となり戸惑われることもあるかと思いますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

問合せ 総務課 ☎ 82-1254

心配ごと相談・行政相談 合同相談所の開設

日常生活でお困りの人は、相談所を開設しますので、おでかけください。相談は無料で秘密厳守のうえ受け付けています。

日時 12月16日（月）
午後1時～3時まで

場所 役場1階 中会議室

問合せ 社会福祉協議会 ☎ 82-1238
役場総務課 ☎ 82-1226

乳幼児歯科相談

日時 12月11日（水）
午前10時～11時30分

場所 保健センター

対象 乳幼児とその保護者

内容 育児相談、身体計測、歯科相談
エプロンシアター
「ケンちゃんとチュー太」
食生活のお話

その他 当日は母子手帳をお持ちください。あそびの教室も同時開催していますのでぜひご利用ください。

※成人の方の歯科相談（午前9時30分から、要予約）もあります。

問合せ 保健センター ☎ 82-1557

12月10日から16日は 「拉致問題を考える週間」

12月10日から16日は「拉致問題を考える週間」です。県内には、田口八重子さんをはじめ、拉致の疑いがある特定失踪者の方が多いです。拉致問題の実態は、いまだ解明されていません。

北朝鮮による拉致問題の解決には、「拉致は許さない」という村民一人ひとりの声が力となります。この週を機に拉致問題への意識を高めてください。

障がい者無料法律相談110番

埼玉弁護士会では、障がい者週間（12月3日～9日）にあたり、障がい者の方々の法律相談に、弁護士が直接無料で、電話とFAXでお答えします。障がい者の方やそのご家族、関係者の方々など、どなたからの相談でも受け付けます。

日時 12月9日（月）

午前10時～午後3時

電話番号 048-861-0200

FAX番号 048-861-0225

※相談料・無料、事前申込み・不要

問合せ 埼玉弁護士会法律相談センター

☎ 048-710-5666

※記事の問い合わせは 総務課82-1226・82-1254・税務課82-1224・住民福祉課82-1221・保健衛生課82-1777